

平成28年三条市議会第1回定例会提出議案概要

議第 11 号 監査委員の選任について

識見を有する者のうちから選任された本市監査委員大久保秀男は、平成28年3月2日任期満了することとなるので、その後任委員として大久保秀男を選任いたしたいので議会の同意を求めもの。

委員の任期 4年

議第 12 号 辺地総合整備計画の策定について

平成25年度に策定した中浦辺地と笠堀辺地に係る辺地総合整備計画について、平成27年度で計画期間が終了することに伴い、新たな計画を策定するもの。

計画期間 平成28年度から平成30年度まで

議第 13 号 辺地総合整備計画の変更について

平成26年度に策定した早水辺地に係る辺地総合整備計画について、公共施設等の整備計画に新たな事業を加えるため、必要な変更を行うもの。

議第 14 号 三条市行政不服審査会条例の制定について

行政不服審査法に規定する事項を処理する機関として、三条市行政不服審査会を設置するため、本条例を制定するもの。

施行期日 平成28年4月1日

議第 15 号 三条市職員の退職管理に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。

施行期日 平成28年4月1日

議第 16 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日に施行されることに伴い、本市における行政不服審査制度に係る条例の整備を一括して行うため、本条例を制定するもの。

【一部改正する条例】

1 三条市情報公開条例

- 2 三条市個人情報保護条例
- 3 三条市情報公開・個人情報保護審査会条例
- 4 三条市固定資産評価審査委員会条例
- 5 三条市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 6 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- 7 三条市職員の給与に関する条例
- 8 三条市職員の退職手当に関する条例
- 9 三条市税条例
- 10 三条市手数料条例
- 11 三条市農地、農業用施設災害復旧事業の分担金の賦課徴収に関する条例
- 12 三条市治山関係事業分担金徴収条例
- 13 三条市農村アメニティ集落支援事業分担金徴収条例

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

議第 17 号 三条市行政組織条例の一部改正について

市民部を極の維持に向けた多様なコミュニティの形成などを所管する部とするとともに、経済部を働く場の創出等に向けてより焦点を絞った産業振興に関することを所管する部とすることから、必要な改正を行うもの。

【一部改正する条例】

- 1 三条市行政組織条例
- 2 三条市手数料条例

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

議第 18 号 三条市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について

地方公務員法等の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況に係る公表事項の追加、職員の職務をその複雑、困難及び責任の度に基づき分類するための標準的な職務を定める規定の整備等を行うため、必要な改正を行うもの。

【一部改正する条例】

- 1 三条市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 2 三条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 3 三条市職員の育児休業等に関する条例
- 4 三条市職員の給与に関する条例

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

議第 19 号 三条市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
燕三条地場産業振興センターが一般財団法人から公益財団法人に移行すること等に伴い、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

議第 20 号 三条市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、これに準じて必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

議第 21 号 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
平成 27 年 8 月 6 日の人事院勧告及び同年 10 月 13 日の新潟県人事委員会勧告並びに三条市特別職報酬等審議会の答申の内容を考慮し、議会議員の議員報酬及び期末手当について、必要な改正を行うもの。

施行期日 公布の日等

議第 22 号 三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
平成 27 年 8 月 6 日の人事院勧告及び同年 10 月 13 日の新潟県人事委員会勧告並びに三条市特別職報酬等審議会の答申の内容を考慮し、市長、副市長及び教育長の給与について、必要な改正を行うもの。

【一部改正する条例】

- 1 三条市特別職の職員の給与に関する条例
- 2 三条市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例

施行期日 公布の日等

議第 23 号 三条市職員の給与に関する条例の一部改正について
平成 27 年 8 月 6 日の人事院勧告及び同年 10 月 13 日の新潟県人事委員会勧告の内容を考慮し、一般職の職員の給与について、必要な改正を行うもの。

施行期日 公布の日等

議第 24 号 三条市国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険事業の安定運営を図るため、国民健康保険税額を算定する率等を改定することから、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

議第 25 号 三条市手数料条例の一部改正について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定基準の改正及び建築物の消費エネルギー性能の向上に関する法律の施行に伴い、必要な手数料を定めるもの。

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

議第 26 号 三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、これらに準じて必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

議第 27 号 三条市子ども医療費助成条例の一部改正について

安心して子どもを育てることができる環境づくりと子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の助成対象期間を拡大することから、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 28 年 10 月 1 日

議第 28 号 三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

介護保険法の一部改正に伴い、小規模な通所介護が地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けられたことから、必要な改正を行うもの。

【一部改正する条例】

- 1 三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 2 三条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

議第 29 号 三条市営住宅条例の一部改正について

地域における障がい者の自立生活を支援することを目的として、指定障害福祉サービス事業者が行う共同生活援助の事業に公営住宅を使用できるようにするため、必要な改正を行うもの。

施行期日 公布の日

議第 30 号 三条市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空き家及び空き地の対策について、法と標記条例との整合を図るため、必要な改正を行うもの。

施行期日 公布の日

議第 31 号 三条市都市公園条例の一部改正について

新たな都市公園を設置するため、必要な改正を行うもの。

新たに設置する公園

| 名称 | 位置 |
|-----------|--------------------|
| 一ノ木戸ポプラ公園 | 三条市興野一丁目 2 番 30 号 |
| 島田若草公園 | 三条市島田二丁目 18 番 43 号 |
| 条南あおば公園 | 三条市条南町 19 番 31 号 |

施行期日 公布の日

議第 32 号 三条市建築審査会条例の一部改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、建築基準法の一部改正が行われ、建築審査会の委員の任期が条例で定める事項とされたことから、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

議第 33 号 三条市体育館条例の一部改正について

三条市総合体育館は、老朽化しており、隣接する三条市体育文化センターと併せて解体することから、その廃止について必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 28 年 7 月 1 日

議第 34 号 三条市火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

議第 35 号 三条市長久の家条例の廃止について

三条市長久の家は、障がい者の生活訓練施設として設置されたが、老朽化していること、また、生活援助を行う民間の施設が新たに設置されることから、廃止するもの。

施行期日 平成 28 年 6 月 1 日

議第 36 号 三条市体育文化センター条例の廃止について

三条市体育文化センターは、大規模地震時の震動及び衝撃により倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断されたことから、廃止するもの。

施行期日 平成 28 年 4 月 1 日

議第 37 号 すまいるランド及びあそぼっての指定管理者の指定について

すまいるランド及びあそぼっての指定管理者として、特定非営利活動法人三条おやこ劇場を指定するもの。

指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議第 38 号 三条市保内地区交流拠点施設の指定管理者の指定について

三条市保内地区交流拠点施設の指定管理者として、保内緑の里管理組合を指定するもの。

指定の期間 平成 28 年 4 月 29 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議第 39 号 三条市長久の家の指定管理者の指定の期間の変更について

三条市長久の家の指定管理者の指定の期間を変更するもの。

変更前 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

変更後 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで

- 議第 40 号 市道路線の認定について
認定路線 2路線 実延長 300.0m
- 議第 9 号 平成27年度三条市一般会計補正予算
補正額 1,540,643千円
補正後の額 48,473,404千円
- 議第 10 号 平成27年度三条市公共下水道事業特別会計補正予算
繰越明許費 2件 330,000千円
- 議第 1 号 平成28年度三条市一般会計予算
当初予算額 46,092,000千円
対前年度比 1.3%
- 議第 2 号 平成28年度三条市国民健康保険事業特別会計予算
当初予算額 11,059,400千円
対前年度比 1.3%
- 議第 3 号 平成28年度三条市後期高齢者医療特別会計予算
当初予算額 896,700千円
対前年度比 △2.0%
- 議第 4 号 平成28年度三条市介護保険事業特別会計予算
当初予算額 9,772,000千円
対前年度比 7.0%
- 議第 5 号 平成28年度三条市農業集落排水事業特別会計予算
当初予算額 730,100千円
対前年度比 2.1%
- 議第 6 号 平成28年度三条市勤労者福祉共済事業特別会計予算
当初予算額 15,000千円
対前年度比 7.1%

議第 7 号 平成 28 年度三条市公共下水道事業特別会計予算
 当初予算額 2, 7 5 9, 2 0 0 千円
 対前年度比 $\Delta 11.3\%$

議第 8 号 平成 28 年度三条市水道事業会計予算
 (当初予算額) (対前年度比)
 収益的支出 2, 0 4 7, 7 8 1 千円 $\Delta 3.5\%$
 資本的支出 1, 1 4 2, 6 9 8 千円 11.5%

報第 1 号 専決処分報告について

(三条市税条例の一部を改正する条例の一部改正について)

平成 28 年度与党税制改正大綱(平成 27 年 12 月 16 日決定、自由民主党・公明党)において、
 一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、本市にお
 いてもこれに準じ、必要な改正を行ったもの。

専決処分日 平成 27 年 12 月 28 日
 施行期日 平成 27 年 12 月 28 日

報第 2 号 専決処分報告について

(平成 27 年度三条市一般会計補正予算)

補正額 3 5 0, 0 0 0 千円
 補正後の額 4 6, 9 3 2, 7 6 1 千円
 専決処分日 平成 28 年 2 月 12 日

◎ 法令に基づく報告事項

議会の委任による専決処分の報告

平成 27 年度 3 月補正予算の概要

1 概要

3月の補正予算は、商工業活性化事業などの地方創生加速化交付金を活用する事業や臨時福祉給付金の給付、大崎中学校区小中一体校の建設など国の補正予算に伴う事業に係る経費のほか、八十里越沿道・高等教育機関施設整備寄附金の基金への積立て、給与改定等に伴う調整及び職員退職に伴う退職手当などに係る経費について、必要な予算措置を行う。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

| | | |
|---------------------|------------------|-----------------|
| 補正前の額：46,932,761 千円 | 補正額：1,540,643 千円 | 計：48,473,404 千円 |
|---------------------|------------------|-----------------|

| 歳入の補正 | | 歳出の補正 | |
|-------|-----------|--------|-----------|
| 地方交付税 | 106,972 | 議会費 | 971 |
| 国庫支出金 | 452,837 | 総務費 | 697,753 |
| 県支出金 | 10,484 | 民生費 | 406,477 |
| 寄附金 | 576,110 | 衛生費 | 4,900 |
| 繰入金 | 189,214 | 農林水産業費 | 4,128 |
| 諸収入 | 26 | 商工費 | 132,055 |
| 市債 | 205,000 | 土木費 | 36,700 |
| | | 消防費 | 12,000 |
| | | 教育費 | 245,659 |
| 計 | 1,540,643 | 計 | 1,540,643 |

(2) 補正予算の主な事業

① 国の補正予算に伴う事業 830,154 千円

【事業内容】

- ア 地方創生加速化交付金事業 131,847 千円
- オリンピック・パラリンピック活用地域活性化首長連合事業費 6,200 千円
新虎通りを活用した地方文化発信事業
- 商工業活性化事業費 80,606 千円
コト・ミチ人材活用事業、先駆的分野進出支援事業 ほか

| | |
|--|-------------------|
| ○燕三条地場産業振興センター費 燕三条工場の祭典の開催、燕三条ものづくりメッセの開催 ほか | 32,630 千円 |
| ○観光事業費 八十里越体感バス事業、石川雲蝶PR事業 ほか | 5,110 千円 |
| ○観光施設等整備事業費 八十里越道路PR映像等の作成 | 6,000 千円 |
| ○遺跡発掘調査費 歴史の道八十里越保存・活用事業 | 1,301 千円 |
| イ ア以外の事業 | 701,326 千円 |
| ○電算システム管理費 地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業 | 28,052 千円 |
| ○戸籍住民基本台帳費 個人番号カード発行事務に係る交付金 | 17,037 千円 |
| ○臨時福祉給付金給付事業費 年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付 | 353,911 千円 |
| ○一般経費（児童福祉総務費） 保育所等の利用者負担軽減措置に係るシステム改修 | 479 千円 |
| ○私立保育園運営費 公定価格の引き上げに伴う運営委託料の増額 | 26,771 千円 |
| ○認定こども園運営費 公定価格の引き上げに伴う施設型給付費の増額 | 16,920 千円 |
| ○県事業費負担金 湯舟沢ため池整備事業、信濃川右岸かんがい排水事業 | 3,328 千円 |
| ○大崎中学校区小中一体校建設事業費 校舎等建設工事 | 254,828 千円 |

| | |
|----------------|--------|
| ② 議会活動費（議会事務局） | 541 千円 |
|----------------|--------|

| | |
|--------------|------------|
| ③ 職員人件費（行政課） | 130,434 千円 |
|--------------|------------|

【事業内容】

- ・ 人事院勧告を考慮した給与改定等
議員、特別職等の期末手当の年間支給月数引上げ 3.10 月→3.15 月（0.05 月）
一般職の勤勉手当の年間支給月数引上げ 1.50 月→1.60 月（0.10 月）
- ・ 普通退職に伴う退職手当の増額
- ・ 除雪対応に伴う時間外勤務手当の増額
- ・ 国の補正予算に伴う事業の時間外勤務手当等

【補正の内訳】

| | |
|----------------------|-----------|
| 給与改定等に伴う調整 | 72,771 千円 |
| 退職手当 | 53,097 千円 |
| 除雪対応に伴う時間外勤務手当 | 3,400 千円 |
| 国の補正予算に伴う事業の時間外勤務手当等 | 1,707 千円 |

④〔一般管理費〕一般経費（政策推進課） 500,000 千円

【事業内容】

八十里越沿道・高等教育機関施設整備寄附金を受け、共和松井基金に積み立てる。

【補正の内訳】

共和松井基金積立金 500,000 千円

⑤ 道路維持費（建設課） 30,000 千円

【事業内容】

除雪作業等により損傷した道路の補修を行う。

【補正の内訳】

工事請負費 30,000 千円

（３）継続費の設定

国の補正予算により措置された学校環境改善交付金を活用して行う大崎中学校区小中一体校建設事業について、平成 27 年度から 29 年度までの継続費を設定する。

・ 1 件 総額 4,066,454 千円

（４）繰越明許費の補正

平成 27 年度内に事業が完了しない事業について繰越明許費を措置する。

・ 追加 28 件 2,230,469 千円

（５）債務負担行為の補正

障がい者居住支援拠点施設建設に係る債務負担行為の期間及び限度額を変更する。

・ 変更 1 件

<元金及び利子の補給>

期 間 平成 28 年度から平成 46 年度まで →

平成 28 年度から平成 45 年度まで

限度額 352,786 千円 → 144,962 千円

<損失補償>

期 間 平成 27 年度から平成 46 年度まで →

平成 27 年度から平成 45 年度まで

（６）地方債の補正

歳出予算補正に伴う財源として借入れする地方債を措置する。

・ 追加 1 件 14,900 千円

・ 変更 3 件 513,200 千円 → 703,300 千円

3 特別会計補正予算

(1) 公共下水道事業特別会計

平成27年度内に事業が完了しない公共下水道建設事業及び特定環境保全公共下水道建設事業について繰越明許費を設定する。

- ・ 2件 330,000 千円

平成27年度2月12日専決処分予算の概要

1 概要

今回の補正予算は、今冬の降雪に伴い除排雪経費の不足が見込まれるため、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

| | | |
|-----------------------|------------------|-------------------|
| 補正前の額 : 46,582,761 千円 | 補正額 : 350,000 千円 | 計 : 46,932,761 千円 |
|-----------------------|------------------|-------------------|

| 歳入の補正 | | 歳出の補正 | |
|-------|---------|-------|---------|
| 地方交付税 | 350,000 | 土木費 | 350,000 |
| 計 | 350,000 | 計 | 350,000 |

(2) 補正予算の事業

| | |
|--------------|------------|
| ① 除雪業務費（建設課） | 350,000 千円 |
|--------------|------------|

【事業内容】

今冬の降雪に伴い除排雪経費の不足が見込まれるため、除雪委託料を追加する。

| | | |
|---------------|------|-----|
| ○1月末までの除雪出動日数 | 三条地区 | 17日 |
| | 栄地区 | 11日 |
| | 下田地区 | 22日 |

【補正の内訳】

| | |
|-------|------------|
| 除雪委託料 | 350,000 千円 |
|-------|------------|